

小企広発第181号
令和2年 3月13日

市民自治こがねい 様

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

「市立小・中学校一斉臨時休校への対応に関する申し入れ」
について (回答)

日頃より小金井市の諸事業についてご理解とご協力をくださり、誠にありがとうございます。

ご要望いただいた内容ですが、1点目については、3月9日(月)から保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保するために、午前8時30分から午前11時30分まで、学校で受入を行うことになりました。

2点目について、最優先すべきことは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことなので、通常の学校生活と同じような時間帯を集団で過ごすことは適切でないと考えております。また、現状として、小学校低学年児童は、現在行っている時間帯の全てを自習として過ごすことにも困難な状態があり、学校で児童の様子を見て過ごし方を工夫しています。ご提案の時間を自習で過ごすことは、児童の実態を考えると現実的ではありません。

3点目については、現在、学校で受入を行っている児童は、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を用いて健康観察を行っています。また、机の間隔をあける、換気を行う、手洗いをこまめに行う等の対策を行いながら、児童は過ごしています。

4点目については、現在、学校では、児童の人数等に応じながら教員を配置して、児童の受入を行っています。今までの受入において、児童間のトラブルや問題行動等の報告は受けておりませんので、教員は適切な対応を行っているとは把握しています。

5点目については、学校給食は、学校給食法の学校給食の目標を達成するために、児童・生徒に提供される給食であり、現在のところ、休校期間に一部の児童を対象にした給食の提供は考えておりません。

6点目の校庭開放については、3月9日以降学校と学童保育所で調整の上、決定することとしています。

7点目については、最優先すべきことは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことという考えをもちつつ、文部科学省や東京都からの通知や情報をもとにして状況を把握しながら、その都度、検討していきます。

8点目について、児童・生徒及び保護者の困り事に対しては、小金井市立小・中学校の教職員は常に親身になって相談に応じる姿勢をもっています。また、学校ではスクールカウンセラーが臨時休校中も相談に応じられるようにしております。教育相談所も通常通り開設し、相談できる体制を整えております。

お問い合わせ先

学校給食（5点目）について

学校教育部学務課

電 話 042-387-9874

校庭開放（6点目）について

子ども家庭部児童青少年課

電 話 042-387-9847

上記以外について

学校教育部指導室

電 話 042-387-9877